公立鳥取環境大学大学院長期履修生規程
平成２６年２月１９日
鳥取環境大学規程第２号

（趣旨）
第１条 この規程は、公立鳥取環境大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第３９条第
３項の規定に基づき、公立鳥取環境大学大学院（以下「本大学院」という。）の長期履修生に
関し必要な事項を定めるものとする。

（申請資格）
第２条 本大学院の長期履修生として申請できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
（１）職業を有している者
（２）その他、研究科長が認めた者

（申請手続）
第３条 長期履修生を希望する者は、入学時又は入学後１年以内に、在職が確認できる書類又は
長期履修を必要とする理由書と併せて、長期履修申請書（様式第１号）を提出しなければなら
ない。
２ 前項中の入学時とは、大学院学則第２２条第１項に定める入学手続きの期間及び入学許可さ
れるまでの期間とする。

（長期履修の許可）
第４条 学長は、前条の申請者に対して、長期履修生とすることが適当と認められる場合は、研
究科委員会の議を経て、長期履修を許可する。
２ 前項により長期履修を許可した者には、長期履修学生許可書(様式第２号)を交付する。

（長期履修の期間）
第５条 履修期間は、大学院学則に定める標準修業年限（２年）を超えて４年までの年限とする。
２ 長期履修の期間は、入学時から修了時までとする。

（長期履修期間の短縮）
第６条 長期履修生は、長期履修期間の短縮を申請することができる。この場合、修了予定月の
７ヶ月前までに、長期履修期間短縮申請書（様式第３号）を提出しなければならない。
２ 学長は、前項による申請が適当と認められる場合は、研究科委員会の議を経て、長期履修期
間短縮を許可する。
３ 前項により長期履修期間短縮を許可した者には、長期履修期間短縮許可書（様式第４号）を
交付する。

（改廃）
第７条 この規程の改廃は、研究科委員会の議を経て行うものとする。

附 則
 この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年規程第３２号）
 この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年規程第２８号）
１ この規程は、平成２８年４月１日から施行する。
２ 環境情報学研究科に関することについては、この規程にかかわらず、なお従前の例による。

様式第１号（第３条関係）

長 期 履 修 申 請 書

 年 月 日

 公立鳥取環境大学学長 様

研究科 専攻

 入学年度 年度
 学籍番号
 ふりがな
 氏 名
生年月日 年 月 日生
 現住所
 連絡先 （ ） －

 下記のとおり長期履修を申請しますので、許可くださるようお願いします。

記

１ 履修期間 年 月 日 ～ 年 月 日（ 年間）

２ 申請理由（具体的に記入してください。）

３ 履修計画（具体的に記入してください。）

指導教員の承認印
※ 入学前に手続きする者については、学籍番号の記入は不要です。

様式第２号（第４条関係）

長期履修学生許可書

研究科
専 攻
入学年度 年度
学籍番号
氏 名

願い出のとおり長期履修を許可します。
 なお、長期履修期間は下記のとおりです。
記
長期履修期間 年 月から 年 月

 年 月 日

 公立鳥取環境大学学長

様式第３号（第６条関係）

長 期 履 修 期 間 短 縮 申 請 書

 年 月 日

 公立鳥取環境大学学長 様

研究科 専攻

 入学年度 年度
 学籍番号
 ふりがな
 氏 名
生年月日 年 月 日生
 現住所
 連絡先 （ ） －

 下記のとおり長期履修期間の短縮を申請しますので、許可くださるようお願いします。

記

１ 許可された履修期間 年 月 日 ～ 年 月 日（ 年間）

２ 短縮後の履修期間 年 月 日 ～ 年 月 日（ 年間）

３ 申請理由（具体的に記入してください。）

４ 履修計画（具体的に記入してください。）

指導教員の承認印

様式第４号（第６条関係）

長期履修期間短縮許可書

研究科
専 攻
入学年度 年度
学籍番号
氏 名

 願い出のとおり長期履修期間の短縮を許可します。
 なお、短縮許可後の履修期間は下記のとおりです。

記
短縮許可後の履修期間 年 月から 年 月

 年 月 日

 公立鳥取環境大学学長